

6月16日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8番議員 | 栗田 隆 君 |
| 2 〃 | 大森 茂彦 君 | 9 〃 | 朝倉 国勝 君 |
| 3 〃 | 山城 峻一 君 | 10 〃 | 滝沢 幸映 君 |
| 4 〃 | 祢津 明子 君 | 11 〃 | 吉川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中島 新一 君 | 12 〃 | 西沢 悦子 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 7 〃 | 玉川 清史 君 | 14 〃 | 中嶋 登 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|---------|
| 町 長 | 山村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 柳澤 博 君 |
| 総 務 課 長 | 臼井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 大井 裕 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊達 博巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 貞巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀内 弘達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長崎 麻子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 細田 美香 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮下 佑耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹内 優子 君 |
| 子 ども 支 援 室 長 | 鳴海 聡子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北村 一朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮崎 あかね 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 防災・減災についてほか

中 島 新 一 議員

(2) 水害対策についてほか

塩野入 猛 議員

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（小宮山君） 最初に、5番 中島新一君の質問を許します。

5番（中島君） おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

まず、ワクチン接種に際し、医療従事者をはじめ、各行政関係機関の皆様の迅速な対応とご尽力に際し、敬意を表する次第でございます。

ワクチン接種を受けられた方々、また近隣自治体の住民の方からは、「坂城町は早いな」とか「文化センターでの対応がスムーズだった」とか、ワクチン接種のお声を聞くことがあります。この百年に一度と言われた国難の収束に向け、関係者及び担当課でも大変な準備と段取りがなされたものと重ねて感謝を申し上げます。ありがとうございます。

そして、私たちもこの新型コロナウイルス感染症での経験をこれからの生活様式に生かし、アフターコロナに向けてもうひと踏ん張り、みんなで協力して乗り越えていかなければなりません。

それを踏まえて、自助・共助・公助の観点から、防災・減災についてとアフターコロナに向けて質問をさせていただきます。

14日の梅雨入りを機に、これからの季節考えなければいけないことは、豪雨や台風災害に対する備えであります。令和元年度の台風の災害も、まだ千曲川流域市町村全体では完全な復興といかない中、昨今、国内の災害が激甚化する傾向を踏まえ、国なども安心、安全を築くための災害に対する法改正、または法整備を行ってきております。

町民の皆様の日頃より災害時の備えやいざというときの意識と迅速な避難行動を取っていただくためにも、多方面からの避難に対する周知徹底が必要だと考えます。また、これからの地域の減災に向けた対策への取り組みについても理解を求めていくところでもございます。

それでは、質問に入ります。

1、防災・減災についてということ、イの災害時の対応についてでございます。

令和元年度の台風災害以降、当町におきましても、地域防災の指示系統の確認がなされました。住民の皆様により広く理解や周知をしていただくために、いざというときの町と区との連携体制についてお聞きいたします。

また、改正災害対策基本法が5月20日より施行されました。広報でも周知がなされているところではございますが、命を守るという行動のため、改正の変更点などをお聞きいたします。

そして、ロといたしまして、国土強靱化計画の策定についてです。

今年度の予算にも計上されていますので、策定の趣旨と町計画の目指すところをお尋ねいたします。

以上、イ、ロについてお聞きいたします。

町長（山村君） ただいま中島議員から1番目の質問としまして、防災・減災について、イ、ロとご質問がありましたけども、私からは、この防災・減災の中のロ、国土強靱化地域計画の策定についてお答えしまして、イの災害時の対応につきましては、担当課長からお答え申し上げます。

さて、我が国は、地理的及び自然的特徴により、過去から多くの自然災害等による被害を受けてきましたが、とりわけ近年では、地震、台風、局地的な豪雨等による大規模自然災害が頻発しており、災害対策への取り組みは喫緊の課題となっております。

国におきましては、東日本大震災の教訓を踏まえ、必要な事前防災・減災、その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるという認識の下、大規模自然災害等に備えた国土全域にわたる強靱な国づくりを目的として、平成25年12月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が制定されました。

この国土強靱化基本法において、地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有することが盛り込まれております。

国土強靱化計画は、大災害の都度、復旧・復興を図る事後対策の繰り返しを避け、平時から大規模自然災害に対する備えを行うことが重要であることから、様々な事態を念頭に置き、総合的な対応を行っていくための計画として位置づけられております。

大規模自然災害等が発生した場合、人命の保護が最大限図られること、社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、迅速な復旧・復興を目標に、想定される災害に対して現状の評価を行い、あらかじめ対応する施策を策定していくものとされております。

長野県の強靱化計画は、平成28年3月に策定されており、また、令和3年5月1日現在、県内46市町村が策定済、31市町村が策定中、または策定予定となっている状況であります。

坂城町国土強靱化地域計画の策定にあたり、過去に発生した災害等から今後発生が予想される大規模な自然災害全般において起こりうる事態を設定し、その対策を策定してまいりたいと考えております。

例えば、地震による交通網の遮断、風水害による河川の増水などが生じた場合にどのような災害が起きるのか、その状況に対してどのような施策を講じておくのか、自助・共助・公助も踏まえる中で、平時からの備えとして、どのような事業が求められていくのかなどを念頭に置き、事業によっては国等の補助事業を活用することも考えられますので、それらを計画的に位置づけてまいりたいと考えております。

また、計画策定にあたりましては、県の国土強靱化計画との整合を図りながら、自然災害を想定し、事前に備えるべき目標の設定を行うとともに課題を抽出し、脆弱性が見られるポイントを踏まえ、対応策の検討を行ってまいります。その際は、各府省庁の補助メニュー等を踏まえ、庁内で調整し、各施策分野の整理を行っていく中で策定していくこととなります。

当町では、これまで比較的大規模な自然災害は少ない状況でしたけれども、令和元年東日本台風災害のような大規模な自然災害が今後も発生するおそれがある中で、現状における課題を補い、備えを行うための計画策定に取り組んでまいりたいと考えております。

住民環境課長（竹内君） 私からは、イの災害時の対応についてお答えいたします。

初めに、いざというときの町と区の連携体制ではありますが、当町では27自治区の全てに自主防災会組織が組織されており、地震、風水害、火災などによる災害の防止や被害の軽減を図ることを目的に、自分たちの地域は自分たちで守る、また、自助と共助という自覚や連帯感に基づき、これまでも自主的な防災活動に取り組んでいただいております。

大規模な自然災害の発生時、地方自治体などの行政機関による公助の活動には限界があります。そのため地域住民が互いに協力し、助け合う共助の力が大変重要であり、全国各地で発生した大規模災害においても、こうした地域住民の共助の力が発揮されております。

町といたしましては、令和元年東日本台風を教訓として、昨年の町総合防災訓練にしましては水害を想定し、自主防災組織と連携した、より実践的な形で行ったところであります。

自主防災会の役割として、各地区における避難誘導や避難所の開設のほか、防災行政無線の地区放送を活用した情報伝達など、実際の災害を想定して取り組んでいただいているところでございます。

今年度は坂城地区において実施を予定しているところであり、引き続き町と地域とが連携しながら、有事に備えた体制を整えてまいりたいと考えております。

次に、改正災害対策基本法についてでございます。

避難情報は、水害や土砂災害時の避難のタイミングを数字で直感的に認識できるよう、2019年から災害の危険度の情報発信を5段階の警戒レベルを用いて行われております。

危険度の低い順に、警戒レベル1は、早期注意情報として最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めていただく段階、警戒レベル2は、大雨・洪水・高潮注意報などによる気象状況の悪化を踏まえ、避難に備え、ハザードマップ等により避難先や避難経路等を確認していただく段階です。

今回の改正災害対策基本法の中で、このレベル1、レベル2とも変更はございませんが、市町村長が発令することとなっている警戒レベル3から5において変更となりました。

まず、警戒レベル3ですが、これまでの避難準備・高齢者等避難開始から、高齢者等避難に変わりました。このレベル3は、大雨洪水警報や川の氾濫警戒情報が発表されているような状況で発令されますので、高齢者や体の不自由な方とその支援者は、この段階で危険な場所から避難を始めていただきます。

次に、警戒レベル4ですが、これまでは避難勧告と緊急の避難指示の2つが位置づけられており、これらの意味が住民に浸透しておらず分かりにくいという課題がありました。

今回の改正で変わった一番のポイントとして、この警戒レベル4において、これまで分かれていた避難勧告と緊急の避難指示を、避難指示に一本化したことにあります。これまでの避難勧告を発令していたタイミングで避難指示を発令し、このレベル4のうちに避難を終えておくことが重要となります。

そして、最も危険度の高い警戒レベル5においては、従来の災害発生情報では取るべき行動が分からないなどとして、緊急安全確保に変わりました。

このレベル5が出たときには、既に災害が発生、または災害が切迫している状況であります。例えば、自宅の少しでも高い場所や近隣の高い建物、崖の反対側など、少しでも安全な場所へ移動して、命が助かるような行動を取ることが必要です。

ただし、警戒レベル5は市町村が災害の状況を確実に把握できるものではないことから、必ず発令される情報ではなく、この段階では既に安全を確保することができない恐れがありますので、このレベル5を待つことなく、レベル4の避難指示までに避難することが大切であります。

以上の変更点につきましては、広報6月号や町ホームページで周知させていただいたところでございますが、今後も住民の皆様が適切な避難行動が取れるよう、機会を捉えてお知らせしてまいりたいと考えております。

また、被害を減らすのは住民の皆さんのご理解が必要であります。大雨等による洪水や浸水、土砂災害など、危険性を感じるような状況の場合は、避難の情報を待たずに自主的に避難行動を取ることも重要となりますので、そのことも併せまして周知に努めてまいりたいと考えております。

5番（中島君） 町長、担当課長よりお答えいただきました。詳細にお答えいただきありがとうございます。

町と区との連携については、共助の部分での役割としての自主防災会、また、地域防災の意識の向上が重要と考えます。

そんな中、同僚議員も手がけていましたが、上平地区の例を言えば、助け合いマップを作成し、各常会が伍町単位で毎年2人から3人のサポーターを選任し、寝たきりの方、介護の必要な方、一人暮らしの老人、未就学児の家庭、特に配慮の必要な方などを地図上にカラーで識別して、区会、常会長、サポーターがチームとなって情報の共有をし、災害発生時には一番重要な安否確認が数分で実施できること、また、サポーターが災害時に安全確保の確認ができた後、近隣の方を手助けし避難させるなど、いざというときのサポートを明確にして対応する体制を作っております。この助け合いマップは、必ず毎年サポーター全員が集まり、区会役員が中心にメンテナンスを行っているそうでございます。

令和元年の東日本台風の避難時には、その活動が地域防災につながったとお聞きいたしました。その災害以降、私たちもこの1年半、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策という緊急事態を目の当たりにし、そのための行動を一人一人が取ってきております。

政府や県による緊急事態宣言やマスクをはじめとする2次感染防止策、そして医療現場の逼迫、その経験はいざというときの災害に対しても命を守るという行動、そして2次災害を、2次被害を起こさないという備えや対応といった考えができるのではないのでしょうか。

まず、川の増水時、危険水位に達した河川、または用水に水を見に行くという行為は絶対にしないことであります。なぜなら、その行為によりもし何かがあったときには、2次、3次災害の危険がある中、その場所に地域の消防団員や、また所管の方々が向かわれます。加えて指揮系統も災害対策本部長という責任を取る人がしなければいけません。責任の取れない方は災害対応の邪魔をしないということも大変重要でございます。

自助としては、個人個人、町のハザードマップを目のつくところに置き、確認をすることも必要です。このハザードマップは建設課にあるということなので窓口でお尋ねください。

次に、改正災害対策基本法につきましては、避難勧告と避難指示が一本化されたことにより、レベル4で避難指示となるということでもあります。

これにより、昨今の日本の気象状況を考えますと、地域によっては年に複数回、レベル4相当の気象状況になることが考えられます。実際に少しでも災害の危険性がある場合には、市町村からレベル4の避難指示が発令されるため毎回災害に結びつくとは限らず、空振りになることも多くなります。この繰り返しにより、レベル4で避難して無駄だったというふうに考えてしまうようになると、実際にレベル5になるような気象状況になったときに逃げ遅れることが懸念されます。

レベル4で避難して何事もなかったとしても、何事もなくてよかったと考え、次、避難指示が出たとしても心構えを変えないことが必要と考えます。なぜなら、自然災害こそ誰の身にも起こ

ることでもあり、居場所によっては即、命に結びつきます。

また、予想もつかないものでございます。そして何より自然災害はワクチンというものもないことなので、しっかりと受け止めていくことが必要でございます。よって、引き続きの周知及び災害に対する注意喚起が重要と考えます。

ロの国土強靱化計画の策定についてですが、県などの指針、また町の先ほどの指針もあるように、郷土の強靱化と町民の安心、安全のため進めていただければと思います。

私の3月の一般質問では、森林整備の質問の中で、倒木についての災害についても質問させていただきました。今回は、町の計画の目指すところとして、やはり川の増水、あの令和元年東日本台風のときに味わいました川の増水のお話もありました。坂城町は日本一長い千曲川が町の中央を流れるところでもあります。その中でも1級河川は、千曲川を入れると5河川、準用河川を入れますと20河川以上を擁しております。

町でも県の委託を受け、日名沢川などの河畔林作業、また台風災害以降、御堂川などの土砂の除去作業などを行われてきております。さらに千曲川の河川改修工事も現在完了してきているという中ではございますが、昨今の集中豪雨、また勢力の強い台風が上陸し、この地域に近づいてきたときには一転、河川は危険なところへと変貌いたします。

特に千曲川右岸の鼠地区、中之条地区、左岸の月見、上五明地区の住民の方から、鼠橋上流の中州や大望橋周辺の中州、昭和橋下流の中州の土砂の除去について聞かれます。東日本台風災害以降、土砂の除去を行っているところもございますが、千曲川の管轄は国土交通省でございます。やはりあの台風の水害を考えますと、実際に町内で家が浸水したお宅や河川周辺の住民の方々の不安は消えません。

目に見える不安材料を取り除くためにも、地域住民と共に県や国に要望活動をし、強固な地域防災体制を構築し、安心安全につながる減災への活動を共助ということを考える中で、しっかりと私たちもしていかなければならないと感じます。

そして、それにより有事の際には、少しでも避難ができる時間が稼げるよう考えていかなければなりません。加えてその減災の視点から、千曲川の堤防道路の活用と強化も今後の課題になってくると思いますので要望をしておきます。

それでは、次の質問に移ります。

2のアフターコロナに向けてでございます。

イの事業所の支援についてということで、昨年新型コロナによる緊急事態宣言や感染症拡大防止対策に端を発しての当町における事業所の支援も様々な視点、角度から行われてまいりました。

国のこの新型コロナ感染症への対応を見ましても、対応策が遅れていると言われる中ではございましたが、地方自治ではその間にも対応策が打ち出されている市町村がございます。

特に当町におきましては、早期に新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、様々な支援策や対応策、そして各種料金の納入猶予などが作成され、施行されてまいりました。その結果、現在の町民の皆様の日常生活をはじめ、子育てや学業への支援、また町内事業所各位の持続の一端を担ってきているのではないのでしょうか。

こうして1年半がたち、中でも令和2年に施行した事業所への支援についてお聞きいたします。

特に町独自の施策であります小規模事業者等持続化応援資金、雇用調整助成金等申請支援補助金、経営安定特別資金、飲食店事業者等事業継続緊急支援金などの支援実績をお聞きいたします。

さらに県ではこれから信州の安心なお店認証制度に伴う応援キャンペーンなどがありますが、今後の町の支援策をお尋ねいたします。

以上、イについてお聞きいたします。

商工農林課長（竹内君） 2、アフターコロナに向けて、イ、事業所への支援についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症は、従来株から感染力の高い英国株やインド株などといった変異株に置き換わり、いまだ終息の兆しが見えない状況が続いております。

昨年度より、様々な町内の景気対策、町内事業所等への支援策を行ってまいりましたが、いまだ新型コロナウイルス感染症の影響が続いている状況であり、今後の状況を注視する中で、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた支援策を実施してまいりたいと考えております。

最初に、令和2年度の町の支援策の実績でございますが、まず、売上の減少により大きな影響を受けている小規模事業者を対象に支援金を給付した小規模事業者等持続化応援支援金については、国の持続化給付金の対象とならない、1か月の売上げが前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者に対して、事業全般に広く利用できる一律20万円を給付するもので、町内事業所から50件の申請があり、総額1千万円を交付いたしました。

次に、雇用調整助成金等申請支援補助金でございますが、従業員等の雇用の維持を図る目的で、国の雇用調整助成金等の助成を受けるため、その申請書等の作成業務を社会保険労務士に委託し、支払った経費に対して上限額を10万円として補助する制度で、申請件数25件、総額239万円を交付いたしました。

次に、経営安定特別資金新型コロナウイルス対策でございますが、中小企業等の資金繰りを支援するために昨年4月に新設した町の制度資金で、貸付限度額を500万円、2年間の据置期間を設けるとともに、貸付利率を0.8%と低く設定し、さらに貸付後5年以内は金利負担をゼロとし、保証料も全額補給するものであります。

昨年度の融資状況は、申込件数が180件、融資総額が6億7,790万円、また、利子補給金が257万円、保証料補給が1,841万円となっております。

次に、飲食事業者等事業継続緊急支援金でございますが、新型コロナウイルスの第3波の影響

を受け、年末年始の売上げが大きく減少した飲食店及び飲食関係事業所の支援のため、令和2年12月、または令和3年1月の売上げが、前年同月比で30%以上減少し、県が推進する新型コロナ対策推進宣言を実施している事業者に一律20万円を支給したものでございます。申請件数としますと37件、総額740万円を交付いたしました。

次に、新型コロナウイルス拡大防止協力金・支援金でございますが、町と県との協調による事業として、緊急事態宣言が発令中の4月24日から5月6日まで、休業等の要請に協力をした事業者28件に対して一律30万円の協力金を支給いたしました。

次に、新サービス創出応援補助金でございますが、テイクアウトやデリバリーなどを新たに始め、経営の多角化や売上げの確保に取り組む飲食事業者を応援する制度として、補助限度額を20万円として創設し、申請件数12件、交付総額は213万円でございます。

次に、スタンプラリー消費回復応援事業でございますが、売上げや来客が減少している飲食、小売、サービス業などの経営の回復と利用の促進、地域の消費喚起を促すことを目的に、町商工会と連携して実施いたしました。6月と7月に2回実施して、延べ人数で865人の町民の皆さんにご参加をいただき、500万円を超える経済効果があったものと考えております。

次に、飲食系応援クラウドファンディング事業でございますが、この事業は、売上げの落ち込みが著しく、厳しい状況が続く町内飲食系事業者の支援策として、町商工会が主催となり、町と連携して実施したものでございます。

クラウドファンディング事業には、27社の町内飲食系事業者が登録し、目標とした500万円に対して457万円が集まり、大勢の皆さんに町内店舗へのご支援をいただきました。

次に、地域応援活性化事業として行いました「チア・アップ！さかき2020！」でございますが、町内の生花店や飲食小売店、煙火店などの販売促進と売上げの向上に寄与するため、株式会社まちづくり坂城及び町商工会と連携したイベントでございます。

新型コロナウイルス感染症の警戒レベルが上がり、一部縮小しての開催になりましたが、地域の活性化や消費喚起につながり、また、コロナ退散の願いを込めて打ち上げた花火はご覧をいただいた多くの町民の皆さんの元気づけにつながったものと考えております。

次に、町内飲食店応援イベント、ドライブスルー坂城井井でございますが、町商工会に町が協力して実施したイベントで、町内飲食店に参加を募り、19店舗が自慢の井を提供し、購入いただいた方には、普段と少し違った味と趣向を楽しんでいただいたものと感じております。2日間で1,200食の販売を予定しておりましたが、約1,800食の井を販売することができ、想定以上の売上げとなったことから、参加したお店からも大変好評でございました。

最後に、持続化給付金事業でございますが、この事業は、直接国が行った給付制度であり、申請など町を経由していないことから、当町に係る給付実績は分からない状況でございます。なお、全国の給付実績は、給付件数が約424万件、給付総額が5.5兆円とのことでございます。

以上が、昨年度実施いたしました新型コロナウイルス対策事業の実績でございますが、町内事業所の事業継続、また、ポストコロナに向けた支援として有効にご利用いただけたものと考えております。

続きまして、今後の支援策についてお答えをいたします。

新型コロナウイルスの影響を受ける中でも、製造業につきましては、早い業種では秋頃から受注や生産量が戻り始めました。

非製造業、特に飲食業やサービス業においては、今もなお利用制限などが続いていることもあり、コロナ禍以前の状態に戻るのには、もうしばらく時間がかかるものと考えております。そのため、主として厳しい状況が続いている飲食業やサービス業などの事業継続や売上げの確保、また、終息後に向けた新たな事業展開につながる支援策を講じてまいりたいと考えております。

最初に、「さかきのお店応援券事業」でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けている町内飲食店、小売店等の利用促進と売上げの確保、また、消費の促進と家計への支援を図るため実施したいと考えております。

町内の商業、サービス業による取扱店を公募し、登録をいただいた店舗等において利用可能な応援券1人2千円分を世帯人数分、世帯主に交付する計画で、応援券1枚当たりの額面は500円とする中で、2千円のうち1千円分は全ての登録店舗で利用できるものとし、残りの1千円分は飲食店等のみでの利用を考えております。

次に、「消費回復応援事業」でございますが、スタンプラリーによる商業店舗等の利用促進と消費喚起を図るため、昨年と同様のスタンプラリーに加えて、デジタル化の促進を図る取り組みとして、店舗にQRコードを配置し、スマートフォンで読み取ることでスタンプを集めるデジタルスタンプラリーも実施したいと考えております。スタンプラリー参加店につきましても、取扱店を公募して登録店舗での利用を予定しております。

次に、「飲食店等新型コロナウイルス感染防止対策補助事業」でございますが、町内飲食店等において、新型コロナウイルスの感染拡大の予防及び防止対策を行うため、感染予防等に必要な空気清浄機や飛沫感染防止用のアクリル板などの製品や機器を購入、設置し、積極的に来客者及び従業員の感染防止対策に取り組む事業所に対して、購入等に係る経費の一部を補助するものがございます。補助額の上限を10万円とし、1事業者につき1回の申請で、7月より申請の受付を開始したいと考えております。

コロナ禍にあっても町内飲食店等を安心して利用していただけるよう、環境整備を促進してまいりたいと考えております。

次に、「商工会飲食業等支援事業補助金」でございますが、これは町商工会が実施をするドライブスルー坂城井井事業への補助でございます。

今年の3月に実施し、大変好評でありましたドライブスルー坂城井井事業を、本年度は県の特

別警報発出市町村事業者支援交付金を活用しての実施を予定しており、町内飲食店の売上げの確保や多くの方にお店を知っていただく機会としてまいりたいと考えております。

この他にも、昨年度実施をいたしました支援策で、企業支援に有効的な町制度資金の経営安定特別資金（新型コロナウイルス対策）、雇用調整助成金等申請支援補助金は継続して実施をしております。

新型コロナウイルス感染症の先行きは見通せない状況ではありますが、町内事業所がこの厳しい状況を乗り越え、終息後にはコロナ禍以前、さらにはそれ以上の地域の賑わいと活性化につながるよう、引き続き、町商工会など支援機関と連携して、必要とされる支援に努めてまいりたいと考えております。

5番（中島君） 担当課長に詳細にお答えいただきました。

国や県の支援策の上、町独自の支援事業につきましては、小規模事業者持続化応援補助金は50件で1千万円、雇用調整助成金等申請支援補助金は25件で239万円、経営安定特別資金は180件で6億7,790万円、飲食店事業者等事業継続緊急支援金は37件で740万円という利用実績があるというのは評価に値すると思いますし、町内企業に対し事業継続というお力添えができたのではないかと思います。

また、その事業所もそれらの給付金や補助金を利用しながら、企業努力の中で新型コロナウイルス感染症対策のための設備投資を行うことができ、経営努力をしている飲食店などがあるという現実もございます。

そして、これからの支援につきましては、消費回復応援事業、新型コロナウイルス対策補助事業、商工会飲食店等支援事業補助金やスタンプラリーなどを企画しているということでございます。

今は感染症の影響により地域のお祭りが自粛されておりますので、今のワクチン接種が進む中、こういった町の動きから、これからの行事などを再開できていけるようお願いいたします。

さらには製造業を中心とした事業所も、景気の先行きの明るさからか設備投資を考える企業や、また、ここに至るまでの雇用不足が課題となっており、雇用のための施設や環境づくりを積極的に行っている企業も多くなってまいりました。この雇用を増やす動きは、町にとってもこれからの人口増加、コロナ後の町の活性化に大いにつながると考えられますので、重ねて応援策などの検討が望まれるところだと思います。

やはりこの百年に一度と言われる国難を伴う緊急事態、また、それによって生まれる生活不安には、行政の力、行政の実行力が必要であり、町民生活の安心、安全施策を考えていただいたことは本当に評価されると思います。

まとめとして、東京オリンピック開会に向け、現在、聖火リレーも感染症対策やルート変更な

どの対応をしながら全国を回っております。世界中のアスリートがこの大会に向け、日々努力をしてきました。国民として、コロナ禍での開催国として世界にアピールするチャンスです。こんな時代ですが木を見て森を見ずにならぬようにしていきたいです。

そしてコロナ終息の鍵でもあるワクチンですが、今後少しでも早く元気な企業、元気な坂城町を取り戻すため、職域でのワクチン接種におきましても、引き続きのスムーズな対応をお願いするとともに、この新型コロナウイルス感染症が一日も早く指定感染症の区分が緩和されることを願い、また、町民の皆様が安心、安全、そして安定した日常生活が送れるよう、共に頑張ってまいりましょう。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前 9時43分～再開 午前 9時53分)

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、13番 塩野入 猛君の質問を許します。

13番（塩野入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をいたします。

1、水害対策について。

ご案内のように5月20日には、災害情報の発令がレベル4では避難指示に一本化、レベル3では高齢者等避難に簡略化されるなど、改正災害対策基本法が施行されました。

今年は西日本の地方が平年より3週間も早く梅雨入りとなりました。地球温暖化による気候変動が年々顕著になり、日本列島もすさまじい豪雨や超大型台風に見舞われるなど、風水害への厳しい対策が求められています。これから風水害のリスクが高まる時季を迎える中で、災害対策、とりわけ水害対策について質問をいたします。

イ、台風19号災害の集約。

千曲川氾濫により、長野市をはじめとした沿線自治体が大きな被害を被った台風19号災害からはや1年8か月になります。本町でも昭和橋や河川敷施設、農作物などが被災し、その被害対策に幾度となく補正予算を組み、大幅な予算編成がされ、迅速な災害復旧がされてきましたが、台風19号災害復旧にどれくらいの費用がかかったのでしょうか。併せて、国・県補助金、起債、一般財源の内訳もお聞きをいたします。

千曲川河川事務所では、町の千曲川堤防の損傷4か所について大掛かりな復旧工事が進み、今はおおむね完了したようですが、堤防工事の状況をどのように把握しているのかお聞きをいたします。

災害復旧は全て完了したものと思われませんが、町側としては19号台風災害をどのように集約されているのかお尋ねをいたします。

ロ、水害対策に向けて。

避難情報は市町村が発令をいたします。住民に避難を促す情報をシンプルにして、逃げ遅れを防ぐなどの改正災害対策基本法が施行され、改正された新たな大雨・洪水警戒レベルの具体的周知が何より必要です。町では早速、広報さかき6月号の裏面に掲載されましたが、より密度の高い周知徹底が肝心です。

幸い本町には27区全てに自主防災組織が設置されていますので、地域住民が主体となる組織や会合などを通じて対策を進めていただきたいが、いかがでしょうか。

避難所の確保も課題です。新型コロナ下では、避難所の収容人員は限られます。国のガイドラインでも避難所のほか、親戚宅や宿泊施設などを例示し、避難の分散を促しています。以前にも提案したかと思いますが、例えば湯さん館、それに多くは高台にあります神社やお寺などを避難所と位置づけることはいかがでしょうか。

一方で、公民館や学校に身を寄せる立ち退き避難だけでなく、あえて高層階にとどまる屋内安全確保や自家用車による安全避難の方法もあり、工業の町坂城の特性を生かし、企業の高層建物や駐車場などを一時避難に使用できる提携をあらかじめ結んでおくことはどうでしょうか。

気象庁では、同じエリアに数時間にわたり強い雨をもたらす気象メカニズムである線状降水帯の発生を、今月から顕著な大雨に対する気象情報として発表するようですが、これに対する避難承応をどうイメージしているのかお尋ねをいたします。

高齢者や障がい者、妊産婦といった受入れ対象の福祉避難所を市町村が決め、事前に住民を知らせる制度を新たに設け、内閣府が福祉避難所の確保・運営ガイドラインを市町村に周知したとのことであります。福祉避難所はバリアフリーなど施設の整った老人福祉施設などを市町村が指定するとのことですが、町の対応はどんなでしょうか。

また、高齢者や障がい者など災害弱者の逃げ遅れを防ぐため、一人一人の事情に応じ、避難方法を決めておく個別計画の策定が努力義務として市町村に求められています。これについては、平成30年12月第4回の議会定例会で同僚議員の質問に町長は「地域みんなが主体となって取り組むもので、町としては取り組みの促しにつながる支援を考えている」とこのように答弁されています。

先日13日の信濃毎日新聞にも、「坂城町は地域などが作成しているため、計画がいくつできているか把握していない」という回答でした。今でもその考えは変わらないと理解してよろしいのか伺います。

台風19号災害の教訓の一つとして、流域治水の考えから洪水に備えたため池雨水貯留の手法を台風被害自治体が準備の推進に向かっております。ただ、台風に備えて水位を落としたが、それが水不足につながる懸念も出されています。新聞報道によると、坂城町には雨水貯留に協力する意向があるため池が6か所あるということです。流域治水に係るため池雨水貯留についてのお

考えをお聞きをいたします。

5月26日に県と77市町村は、梅雨の台風の大雨に備えた水害対応訓練を実施しました。どのような想定でどのような訓練がされ、どんな成果が得られたのでしょうか。そして、その訓練に並行して、Lアラートの全国訓練も実施したようですが、その状況も併せてお聞きをいたします。

いずれにしても避難情報は報道機関との連携が大変大事であります。上田ケーブルビジョン、UCVとは連携協定がなされていますが、改めてその内容をお聞きします。そしてまたNHK、あるいは民放との連携も重要だと思いますが、お考えをお聞きをいたします。

町長（山村君） ただいま塩野入議員さんから1番目の質問としまして、水害対策についてというご質問がありました。このうちのイ、ロとご質問ありましたけれども、イの台風19号災害の集約についてお答え申し上げまして、ロの水害対策に向けてにつきましては、各課長から答弁いたします。

さて、令和元年10月に発生した台風19号、令和元年東日本台風であります。長野県内でも甚大な被害をもたらし、当町におきましても橋梁や公共施設等への被害、あるいは堆積土砂による農地災害、風害による果樹や農業施設への被害のほか、家屋などにも大きな被害をもたらしました。

その復旧に向けましては、数度にわたる補正予算をご審議いただく中で、急ピッチで復旧事業を進め、関係機関のご協力もいただく中で、早期に完了できたものと考えております。

台風19号に係る災害復旧に要した費用につきましては、令和元年度及び令和2年度への繰越分を合わせまして総額で約2億6,290万円となり、主なものといたしましては、昭和橋復旧工事に6,822万2千円、上五明の下河原、東河原地区および四ツ屋の四反田地区における農地復旧工事に6,142万4千円、上五明の町運動公園及び鼠橋運動公園復旧工事に5,772万円、被災した農業用施設及び農業機械の復旧・再建に係る補助としまして2,485万8千円、さかき千曲川バラ公園の千曲川河川敷内駐車場復旧工事に1,270万5千円、消防ポンプ操法訓練場の移転による復旧工事に994万円などとなっております。

また、財源につきましては、国及び県の支出金が全体の約46%となる約1億2千万円、起債が全体の約36%で9,490万円、残りが一般財源で全体の約18%となる約4,800万円でございます。

次に、千曲川堤防の損傷箇所の工事の状況であります。国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所において実施した、町内河川敷の被災箇所の工事につきましては、右岸側では鼠橋上流部と下流部の2か所、左岸側におきましては大望橋上下流部の網掛地区のほか、千曲市力石地籍になりますが、筭橋上流部で護岸災害復旧工事が行われました。

いずれの工事につきましても、着工前の工事内容の確認の段階から千曲川河川事務所と連絡を

取りながら工事を進めていただいたところであり、先日開催した重要水防箇所の手合同巡視の際に、工事箇所の復旧状況を現地で確認するとともに、千曲川河川事務所から、現場における工事が終了し、梅雨による出水期前に復旧が完了したとの説明を受けたところでもあります。

続いて、台風19号災害の集約についてであります。町の対応に関しましては、これまでの検証を通して様々な課題を精査し、今後の対応指針としていくために、私を含め全課横断的に組織する災害検証委員会を開催し、今後の対応について検討するとともに情報の共有を図ってまいりました。

その中では、整備されていた同報系防災行政無線や各世帯に配付しました個別受信機などにより、町民に対し迅速な避難情報の伝達が行えた点などを評価する一方で、避難所における停電時の電力確保の必要性や避難情報の発令の在り方の見直し、自主防災会との連携強化といった課題も挙げられたところでもあります。

このうち避難所における停電時の電力確保に関しましては、昨年度には、中核避難所となる村上小学校体育館に蓄電設備を整備し、停電した際にも一定の電気が使える体制を整備いたしました。今年度は、坂城小学校体育館への太陽光発電パネル及び蓄電設備の整備を予定しており、今後も計画的に設置を進めてまいりたいと考えております。

また、避難情報の発令の在り方といった面では、本当に避難が必要となる地区にピンポイントで、いかに伝わりやすい内容でお伝えするかといった点を話し合ったところであり、対象区域を特定し、より分かりやすく簡潔な内容で例文化し、迅速な情報伝達に備えているところでもあります。

地域との連携強化といった点におきましては、台風19号を通じて、改めて地域や近隣の人々が互いに協力し合いながら、防災・避難活動に取り組む共助が大変重要であるとの認識の下、昨年度はコロナ禍の中ではありましたが、地域を分けて全区長さんにお集まりいただく場を設定する中で、避難情報の発令基準や避難場所、地域で行う防災訓練への助言、防災ハザードマップの見方、同報系防災行政無線や移動系防災行政無線の使用方法などについてお話をさせていただいたところでもあります。

今年度につきましても、来月の5日と6日に全区長さんにお寄りいただく機会を設けて、変更となった避難情報や町や地域における情報伝達、有事の際の対応などについてご説明させていただきたいと考えております。

また、昨年の総合防災訓練では、同報系防災行政無線の地区放送や新たに整備した移動系防災行政無線を取り入れた情報伝達訓練のほか、検温の実施や要配慮者の誘導など、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営訓練など、実情に即した訓練を実施したところであり、今年度につきましてもより実践的な内容となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

今後も引き続きこうした取り組みを続け、自治区や自主防災会と連携を図るとともに、関係機

関とも連携を密にして、地域防災力のさらなる向上につなげてまいりたいと考えているところであります。

住民環境課長（竹内君） 私からは、ロの水害対策に向けてのうち、新たな大雨・洪水警報レベルの周知についてと避難所の確保について、また、5月26日に行った水害対策訓練の内容についてと、UCVをはじめ、報道機関との連携について、順次お答えいたします。

始めに、新たな大雨・洪水警戒レベルの周知についてであります。今回の避難情報の変更に関しましては、広報6月号に掲載するとともに、町ホームページ、各施設へのポスター掲示などでもお知らせをしております。

様々な機会を捉えて、引き続き周知していくことが肝要となるため、各地区自主防災会を通じた周知につきましても、7月5日と6日の2日間に分けて全27区の区長さんにお集まりいただき、今回の改正内容も含めた防災説明会を予定しております。

また、8月29日開催予定の町総合防災訓練や各地区自主防災会主催の防災講習会などでも、住民の皆様が適切な避難行動が取れるよう周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

続いて、避難所の確保につきましては、避難所は、コロナ禍の中における感染リスクを軽減させるため、様々な対策を講じる必要があると考えているところであります。

自宅等での安全確保が可能な場合は、無理をして避難所へ行く必要はないこと、災害の危険区域に含まれない地域にお住まいの親戚や知人宅等や宿泊施設等への避難を検討することなどの分散避難についても、町の広報紙やホームページなどで町民の皆さんへの周知を図っているところでございます。

また、令和元年東日本台風の際に、一部の避難所に避難者が集中したという課題が浮かび上がったことから、中核避難所のうち小中学校につきましては、避難者の状況により各教室まで避難スペースとして拡大することとするとともに、次善の策として、車中避難所につきましても町内5か所を指定したところであります。

ご質問にもありましたびんぐし湯さん館をはじめ、神社やお寺を避難所として位置づけることや、民間企業などの建物や敷地についての一時的避難につきましても、個人や法人の所有であることなどの課題もございますので、今後の検討課題として研究してまいりたいと考えております。

次に、5月26日に行われた水害対策訓練の内容であります。一昨年の令和元年東日本台風相当の災害を想定し、県内全市町村の担当職員が長野県防災情報システムに災害対策本部の設置、避難所の開設、高齢者等避難及び避難指示の発令、浸水被害や土砂災害の状況をそれぞれ入力し、有事に備え、その操作方法等について習熟度を高めたところであります。

また、市町村が入力した避難情報などをテレビや新聞、インターネットなどの情報伝達に一斉に伝えるLアラートの訓練も全国で行われ、システムのトラブルなく終了したところでございま

す。

続きまして、避難情報のU C Vをはじめ報道機関との連携であります。上田ケーブルビジョンと町の協定につきましては、災害時にJアラートから災害情報や町独自の災害情報を発信していただき、また、町が臨時災害放送局を開設しなければならない事態になった場合に、上田ケーブルビジョンが所有している臨時災害放送設備を使って、FMラジオ放送を行っていただく内容となっております。

また、報道機関との連携につきましては、NHKや民放をはじめとしたテレビ・ラジオ事業者や新聞社、インターネット事業者等の情報伝達機関へLアラートによる情報伝達が可能となっており、災害関連情報を多様なメディアを通じて、迅速かつ正確にお伝えする体制を整えているところでございます。

総務課長（臼井君） 私からは、口の水害対策に向けてのご質問のうち、気象メカニズム、線状降水帯に対する避難情報発令についてお答えをいたします。

線状降水帯は、発達した積乱雲が帯状に連なり大雨による被害をもたらすものであり、昨年7月の熊本県での豪雨災害では、強烈な雨によって球磨川が氾濫し、甚大な被害を受けたところでございます。

こうした被害を受けて気象庁では、線状降水帯が発生し、土砂災害や洪水の危険度が急激に高まってきた場合に、顕著な大雨に関する情報を新たに発表することとされたところでございます。

この情報は、短時間に基準を超える激しい雨が降り続き、線状の降水帯が確認された場合に、近年報道等により一般的に知られるようになった線状降水帯というキーワードを用いて情報が発せられるというものですけれども、気象庁は説明資料の中で、運用開始時点においては線状降水帯による大雨の予測精度にまだ課題があると公表しており、仮に発表されなくても被害が生じてしまうことや現場の状況に対して遅れて発表されることもあり得ることから、実際に発表された段階では既に手後れになってしまっているということも考えられるということでもあります。

こうしたことを踏まえる中で、現時点におきましては、特別警報や記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報などの既存の情報とともに大雨や土砂災害に関する指標の一つとして捉える中で、河川の水位の上昇や予測雨量などの情報も含め総合的に判断した上で、各レベルに応じた情報を的確にお伝えしてまいりたいと考えているところでございます。

福祉健康課長（伊達君） 私からは、口、水害対策に向けてのご質問のうち、福祉避難所についての考え方、また、個別計画の策定の考えについてお答えします。

最初に、福祉避難所についての考え方でございますが、福祉避難所は、災害時において主に高齢者や障がい者など特に配慮を要する方の受入れが想定される避難所として、災害対策基本法施行令及び内閣府令、これは災害対策基本法施行規則になりますが、内閣府令によりその適合基準等が定められているというところでございます。

避難所を指定したときに行う公示につきましては、これまでは一般の避難所と福祉避難所の区別はありませんでしたが、今般の改正災害対策基本法等の施行に伴い、同法施行規則の改正がなされ、内閣府令で定める基準に適合する指定福祉避難所を指定したときは、福祉避難所の名称、所在地、受け入れる被災者等を特定する場合には、その旨を公示するものとする規定されたところでございます。

また、法令等の改正に合わせ、この5月に改定された内閣府の福祉避難所の確保・運営ガイドラインでは、福祉避難所はバリアフリーや支援者をより確保しやすい施設を主眼に置いて選定し、ニーズに応じた支援ができるよう柔軟に検討することとされており、想定される施設として老人福祉施設や障がい者支援施設等が挙げられております。

令和元年東日本台風の際には、一般の避難所では生活が困難な特に配慮を要する方が落ち着いて過ごしていただける二次的避難所、いわゆる福祉避難所として、町地域防災計画で要援護者収容施設となっております老人福祉センターを開設し、8名の方が避難されたところでございます。

また、平成31年3月に、町内で介護老人福祉施設と障がい者支援施設を運営している2法人与災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定を締結し、令和元年東日本台風の際には、協定に基づき1名の方の受入れをしていただいている経過もでございます。

内閣府のガイドラインでは、こうした協定等により確保している福祉避難所も広義の福祉避難所に含まれるとされておりますが、一方では、協定を締結している法人が運営している入所施設につきましては既に多くの入所されている方がおり、避難所とした場合の居室の確保、入所者への影響、職員体制などの課題もでございます。

町といたしましては、ガイドラインを基に、一般の避難所では避難生活が困難な要配慮者が安心して過ごすことができるよう、今後、指定福祉避難所として利用可能な施設の洗い出しや施設側との調整等を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、個別計画の策定の考えについてお答えをいたします。

今般の改正災害対策基本法では、市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画を作成するよう努めなければならないと規定され、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされたところでございます。

また、個別避難計画には、避難行動要支援者の氏名、生年月日等の属性のほか、「避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先」、「避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項」をそれぞれ記載するものと規定されております。

個別避難計画は、支援の実効性を高める観点から、避難行動要支援者の特性や生活状況などを確認した上で作成されることはもちろん、支援をする側、受ける側双方が内容を共有し、お互いの理解や信頼関係を深める中で策定することが望ましいと考えているところで、特に災害の規模

が大きくなればなるほど、身近な支援者として想定される地域の皆様のご協力は不可欠なものと考えているところでございます。

個別避難計画の策定につきましては、今後、国において作成手順などを含めた取組指針が示される予定とお聞きしておりますので、こうした指針や福祉専門職との連携を図っている先進事例なども参考にしてみたいと考えているところでございます。

また、計画の策定対象となる方が相当数おられます。完了までには一定の時間を要することも想定されますので、例えば、ハザードマップ上、災害リスクの高いエリアに居住される方を優先的に作成するなどの検討も必要と考えておりますが、いずれにいたしましても自主防災会をはじめ、地域や関係機関等と連携して進めてまいりたいと考えているところでございます。

商工農林課長（竹内君） 口の水害対策に向けての質問のうち、流域治水に係るため池の雨水貯留についてお答えをいたします。

ため池はかんがいという本来の機能のほかに、降った雨を貯留し、下流の農地や農業用施設等への被害を軽減する洪水調節機能も有しております。この機能を最大限に活用し、台風など事前に大量の降雨が予想される際には、ため池の水位を下げ、空き容量を確保することにより降雨を一時的に貯留させ、河川への急激な流入を抑制することができます。

県では、決壊すると下流の住宅などに甚大な危険が及ぶおそれのあるため池を防災重点農業用ため池として指定しております。

町内には、この防災重点農業用ため池が6か所あり、昨年、このため池を対象とした県の流域治水に対する調査において、雨水貯留に向けたため池の水位調節について、農閑期ならば6か所全て可能という回答を行い、新聞報道においても公表もなされたところでございます。

防災・減災という観点から、ため池の水位調節による雨水貯留は重要であると考えておりますが、農繁期においては、ため池のかんがいという本来の機能に支障を来さないよう調整が必要になります。

雨水貯留に取り組んだために水不足とならないように、調節可能な水量について、地元農業者、水利組合などと協議し、農業に影響が出ない範囲で流域治水を推進してまいりたいと考えております。

13番（塩野入君） 5月15日に、県と市町会、それから町村会は、県内77市町村が県と共同で治水対策を進める「治水ONE NAGANO宣言」というのを出したわけです。

この台風19号災害を受け、地域全体で水害に備える流域治水に足並みをそろえて取り組むということを確認したわけではありますが、その中で阿部知事は「市町村や住民と力を合わせて取り組んでいく」とこのように話されましたが、どのような取り組みをしていくのでしょうか。

また、今月6月2日に、国土交通省千曲川河川事務所と流域17市町村などで構成する千曲川・犀川水防連絡会のオンライン開催がされ、河川事務所側のほうから河川の水位情報などの説

明があったということですが、その内容をお聞きをしたいと思います。

それから、鼠橋と大望橋の間の網掛地籍の千曲川中州の堆積土砂の除去が行われて、さっきちょっとありましたけれども、広い中洲のわずか一部でありますけれども除去されております。土砂がたまった中州にはアカシアの木などが成長し、千曲川水害の原因の一つになるわけでありませう。千曲川中州の土砂撤去や今後の撤去計画などの情報は町まで来ているのか、把握しているのか、その辺もお聞きをいたします。

建設課長（関君） 3点ほど再質問をいただきました。順次お答えさせていただきたいと思っております。

まず第1点目ですが、治水ONE NAGANO宣言の流域治水の取り組みの内容でございますが、まず、治水ONE NAGANO宣言につきましては、県と市町村が協働し、社会全体で洪水に備える意識を高め、多くの関係者が参画した流域治水へと発展させることへの決意表明として行われたものでございます。

次に、流域治水の取り組みでございますが、長野県流域治水推進計画では、取組項目として河川整備の取り組み、流域における雨水貯留等の取り組み、まちづくりや住民避難の取り組みの3つの柱としております。

このうち堤防ですとか護岸整備の河川整備の取り組みは、河川管理者が推進するとともに、流域における雨水貯留等の取り組みにつきましては、公共施設における雨水貯留施設の設置、先ほどのため池ですとか田を活用した雨水貯留の取り組み、流域の森林整備、排水ポンプ車の配備など、また、まちづくりや住民避難の取り組みにつきましては、河川監視カメラの設置ですとか浸水想定区域図の作成、防災知識の普及に関する取り組みなどを行っていく予定となっております。

今後におきましても、具体的な取組事例など県の状況を見定めまして、対応する上で課題を整理しまして、町として必要な事業を検討してまいりたいと考えております。

次に、6月2日に開催されました国土交通省千曲川河川事務所と流域17市町村、他関係機関で構成する千曲川・犀川水防連絡会の内容でございますが、ご案内のとおりオンラインでの開催となりました。

ご質問の河川の水位情報等の説明内容でございますが、当町の場合、千曲川の水防警報の対象となる水位観測所につきましては、上田市の生田観測所ということになります。昨年、氾濫危険水位が5メートルであったものが4メートルに、それから避難判断水位が4.5メートルが3.1メートルと、町が発令をする基準となります避難指示ですとか高齢者等避難の判断となる基準が引き下げになりました、そういったことの再確認。それによりまして、高齢者等避難開始の発令の目安となる警戒レベルの発表が早まる可能性があるといった説明がございました。町としましては、従来より警戒レベルの判断が早まる可能性、当然あります。発令の際には、台風の経過などを総合的に判断していくことになると思っております。

また、大雨特別警報の警報への切替えのときなんですけれども、時差によって河川の増水が予測

される場合につきましては、洪水情報を発表しまして、大雨の峠は越えましたが、河川の増水や氾濫の危険はこれからですといった情報も提供していくといった内容、それから橋の橋脚に設置し、水位を判断しやすくする量水標の設置についてのご説明がありました。

次に、千曲川中州の堆積土砂の除去についてでございますが、かつて千曲川中流域におきましては、砂礫河原が広がりまして、砂礫河原特有の生物の生息、生育に適した空間が存在していたんですが、現在では陸生、陸地に生育する外来種、先ほどのハリエンジュですとかアレチウリ等の植物が繁茂して、生物の多様性が失われる恐れがあること、さらには洪水時には流れを阻害する恐れが発生することから、樹木の伐採、また年1回程度、冠水する高さで掘削をしまして中小洪水をさせることで、自然攪乱させることで、樹木が生育しにくい場を創出する、そういった事業を行っております。令和3年度も引き続き事業を実施する予定とお聞きしております。

今後におきましても、千曲川河川事務所と連絡を密にしまして、水害対策に努めてまいりたいと考えております。

13番（塩野入君） つい最近、先月5月20日から21日には、県南部の地域で大雨洪水警戒レベル、5段階のレベル4が発令され、県内では高森町で避難指示が出ました。20日から避難情報が大きく変わったばかりでありました。

新型コロナウイルスの感染が広がっている中では、避難指示で避難所に向かっても、避難先で感染のクラスターの心配も浮かびます。避難所以外の場所に行く分散避難の考え方も示されていますが、町民の多くは災害イコール避難所のイメージであります。災害を防ぐ避難所の環境を整えたり、避難所を増やすことはもちろんのことですけれども、安全で強固な高い建物への避難や車を使つての一時避難等々、具体的な避難行動の周知や情報発信が大事になってくると思います。

水害をはじめ、災害対策へのさらなる取り組みの強化を願ひまして、次の質問へ移ります。

2、空家対策について。

人口の減少に伴って増える空家。放置すると防犯や景観面で周囲に影響を及ぼします。国においても平成26年に空家等対策の推進に関する特別措置法を制定し、取り組みに乗り出しました。市町村にあっては、高齢化や世帯の小規模化が進む中で、管理が行き届かなくなる家屋が今後も増えると予想されます。

そこで、これから空家対策について質問をいたします。

イ、空家の現状。

初めに、本年度、令和3年度から7年度までの5か年の第2次坂城町空家等対策計画がスタートいたしました。第1次の5か年計画が終了した中で第1次をどのように総括し、第2次計画へ反映されたのでしょうか。

次に、空家等の現在の件数と前年度との比較を分類項目ごとにお聞きするとともに、その比較

結果からの対策、対応をお聞きをいたします。

また、分類項目のその管理が必要な空家等と、それから準特定空家等はどのような違いがあるのか説明をしてください。

総務省が5年ごとに調べている2018年、これが最新になるわけですが、これの住宅・土地統計調査によりますと、空家は848万9千戸、空家率は13.6%となり、ともに過去最高であります。この調査では空家を賃貸用住宅、売却用住宅、二次的住宅、その他の住宅に4分類され、所有者が不明であったり、親が亡くなりそのままになっている空家で、対策が求められている住宅はその他住宅に分類され、548万8千戸ありますが、本町では空家率やこうした4分類の方法はなされているのでしょうか。

第2次計画の基本方針には、空家等の実態調査を基にデータベース化され、更新しながら協議会を通じて、生活環境の保全を図り、併せてさらなるデジタル化に取り組むとこのようにありますが、データにはどのような情報が入力されているのでしょうか。

次に、空き家バンクについてお聞きします。

初めに、空き家バンクの登録状況、成約状況、それに補助金利用状況をお聞きをいたします。

坂城町空家情報バンク実施要綱第11には、登録物件所有者と登録空家利用希望者との交渉は、町長、町が直接関与せず、土地建物に係る交渉等の仲介を業とする者と、その契約の協定を締結するというふうにあつて、町では一般社団法人長野県宅地建物取引業協会上田支部と締結しています。上田支部の登録業者は何業者でしょうか。そして、その交渉業者を誰にするかというのは、この支部が決めるのでしょうか、その仕組みをお聞きをいたします。

また、空家情報バンク利用促進補助金交付要綱第14による補助金を返還した事例はありますか。

続いて、町商業店舗利活用補助金について、その実績を伺います。

その中で、町外から新たに商業店舗を出店し、人口増につながった事例は何件あるのでしょうか。

また、補助金交付要綱第3第6号には、町商工会の推薦を受けた事業者であることと、このようになっていますが、商工会の推薦を条件としたその理由を伺います。

今、新型コロナが猛威を振るっています、新型コロナ禍での空家対策に影響が見られたか、それをお尋ねをいたします。

ロ、空家対策について。

第2次計画には、平成28年3月の実施アンケート結果が載っていますが、その中の空家等となった理由では、住人の死亡が43%、施設の入所・入院等が22%で合計65%になっており、この数字からは相続人、いわゆる跡取りが不明になるおそれがある要素が見て取れます。少子高齢化が進む中で、こうした傾向が今もこれからも増加し、対策が必要と思いますが、お考えをお

聞きをします。

続いて、農業振興の面から新規営農者の空家等への住宅補助の状況をお聞きするとともに、新規営農者により、荒廃農地解消にも役立つことが期待されることから、ここに力を入れてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

また一方では、家庭菜園への効果もあるようで、都会からの移住者の中では、庭園付空家の需要が高まる傾向も見られるということから、こうした営農の楽しみも加えた対応策も大事かと思われませんが、その辺はいかがでしょうか。

高齢者世帯や一人住まいで身内がないという傾向があることから、大阪経済法科大の米山秀隆教授は、自治体の空き家バンクを人が住んでいる段階から将来の登録を働きかけてはどうか、このように提言しています。どうお考えでしょうか。

最後に、本年度スタートした第2次計画の下に、町側としてこれからの空家対策にどのように向かっていくのか、どのように向かおうとしているのかお聞きをします。

住民環境課長（竹内君） 私からは、イの空家の現状について及び、ロの空家対策について、順次お答えいたします。

まず、第2次坂城町空家等対策計画に、第1次計画をどう総括し、反映させたかのご質問でございますが、第1次町空家等対策計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法で定めるところにより、地域の安全確保と生活環境の保全、空家等の利活用促進を目的として、平成28年度から令和2年度の5年間を計画年度として策定し、同じく同法に基づき設置した坂城町空家等対策協議会を中心として、地域住民の生活に影響を与える恐れがある空家等への対応と、空家等の利活用の促進等を図ってまいりました。

第1次計画の成果といたしましては、実態調査の実施と調査結果に基づく区分分けをしたデータベースの作成を行ったほか、空き家等の実態把握ができたことにより、倒壊の危険性により特定空家等と判定された1件について、第1次計画に基づいて所有者に対し働きかけを重ねた結果、所有者による建物の撤去がされました。

また、放置をすれば特定空家等に移行する可能性があるとする準特定空家等と判定された4件につきましても、特定空家等と同様、町からの働きかけの結果、1件が所有者による撤去となったほか、その他3件につきましても、所有者による建具等の飛散防止措置や敷地内の樹木の伐採が実施されました。

空家等の利活用促進の面でも、空き家バンクの普及促進に取り組み、毎年、安定的な成約実績により、空家等の解消を促進してきたところであります。

第2次計画につきましても、第1次計画の成果を踏まえ、引き続き、空家等は所有者が自らの責任において対応することを基本としております。その上で町として空家等の実態把握に努め、データベースの情報を更新して対応に活かすとともに、町空家等対策協議会を中心に、空家等対

策特別措置法に基づいた手続により解決を目指し、町関係部署と連携して空家等の利活用の促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、空家等の状況と対策、対応、項目分類についてお答えいたします。

まず、項目分類につきましては、平成28年度に町が実施した調査で把握した空家等は、町が作成した空家等の調査方法や特定空家等の判断基準について定めた坂城町特定空家等判断基準マニュアルにより、危険性等の高い順から、1、倒壊等の恐れのある特定空家等、2つ目として、このままの状態では放置すれば特定空家等に移行する可能性が高い準特定空家等、3つ目が管理が必要となる空家等、4つ目として、適切な管理がされている空家等の4段階に区分しております。

続いて、空家等の状況と対応でございますが、空家等の令和元年度総数は237軒で、区分ごとの内訳は、適切な管理がされている空家等が144軒、空家等が90軒、準特定空家が3軒、また令和2年度末の総数は219軒で、適切な管理がされている空家等が126軒で前年比18軒の減、空家等が90軒で前年と同数、準特定空家等が3軒で前年と同数という状況でございます。

空家への対策、対応といたしましては、所有者自らの責任による対応を基本に、適切な管理ができていない状態になる前に利活用につなげるための情報提供を進めるとともに、関係部署と連携を図ることが重要であると考えているところでございます。

次に、住宅・土地統計調査にのっとり空家率や4分類の方法についてでございますが、住宅・土地統計調査では、総務省が5年ごとに実施している統計調査で、調査そのものは平成30年度にも実施されたところでありますが、人口1万5千人未満の町村については、平成25年度の調査以降、抽出方式の調査になっているため、当町については調査対象となっておらず、平成25年度結果が最新のものとなります。

当時の空家率は、町内の住宅総数5,860軒のうち、空き家軒数が690軒で11.8%という結果でありました。

なお、町においては、住宅・土地統計調査と同様、4分類の方法による調査は行っておりません。

次に、データベース化されたデータの入力情報につきましては、所在地番、空家等の程度区分、管理されているかどうかの有無、管理者の有無、把握できた範囲での直近の居住者、また所有者情報などであります。

次に、新型コロナ下での空家対策への影響についてでございますが、外出自粛等により所有者や管理者の方が空家等の管理に来ることを躊躇するなどの影響があったのではないかと考えているところでございます。

続きまして、口の空家対策につきまして順次お答えいたします。

平成28年度アンケート結果や少子高齢化からの相続人不明の増加に向けた対策の必要性の考

えについてお答えします。

空き家発生の条件としては、少子高齢化・人口減少などに加え、社会ニーズの変化、建物の老朽化などがあると考えられております。

平成28年に町が実施したアンケート調査では、空家等になった原因として、住人の死亡が43%と最も多く、他所への転出・転居23%、施設入所・入院等が22%という結果でした。アンケート結果からも少子高齢化により住人が不在となった場合、その後居住する方がなく、空家等につながる状況と考えられます。

相続人不明の空家等につきましては、誰が主体となって当該空家等を管理するのか、責任の所在が曖昧になるほか、相続登記等の手続が煩雑になることなどが空家等問題解決の際の障壁となり、解決を困難にさせている要因となります。

町といたしましては、空家等が適切に管理されているうちに利活用に繋がるよう、情報提供等や相談窓口の役目を努めてまいりたいと考えております。

次に、スタートした第2次空家等対策計画に沿った空家対策の方向性ではありますが、空家等については、引き続き、所有者が自らの責任において対応することを基本とし、その上で町として空き家等の実態把握に努め、データベースの情報を更新して対応に活かすとともに、空家等対策協議会を中心に、空家等対策特別措置法に基づいた手続により解決を目指し、町関係部署と連携して空家等の利活用の促進に努めてまいりたいと考えております。

建設課長（関君） 空き家バンクの登録状況につきましてから順次お答えさせていただきたいと思っております。

現在12件となっております、平成27年度からの成約件数、それは合計31件となっております。また、坂城町空家情報バンク利用促進補助金の利用状況でございますが、平成28年度から5年で、片づけ、改修などで20件の利用がありました。

次に、坂城町空家情報バンク実施要綱によります登録物件所有者と登録空家利用希望者との交渉をお願いしています一般社団法人長野県宅地建物取引業協会上田支部の160登録業者のうち、坂城町の物件につきましては、千曲市、坂城町を取り扱う登録業者があたるようになっております、18となっております。

また、物件の交渉につきましては、空家バンクに登録する段階で上田支部に連絡をしまして、上田支部において18業者の中から担当する物件をあらかじめ決めているという状況になっております。

次に、坂城町空家バンク利用促進補助金の返還についてでございますが、売買で登録されました、住宅内で片づけ、清掃等で補助金を支出しましたが、登録後3年を満たさない中で、空き家バンク以外の方法で売却があったということでございまして、返還していただいた事例がありました。

次に、口の空家対策についてのうち、まず、庭園付空家の対応の考え方でございますが、ご質問のとおり、移住を希望される方の中には、要件の一つとして家庭菜園ができる庭付きの空き家を求める場合が考えられます。

提供いただく物件の状況も確認させていただきまして、また既に登録している物件の中にも家庭菜園ができるというものもございますので、そういった視点でもご案内、ご紹介できるようにしてまいりたいと考えております。

また、空家バンクに人が住んでいる段階から将来の登録を働きかけてはどうかのご提案でございますが、相続人不明により今後管理されなくなってしまう可能性のある空家の発生を事前に抑制する手法の一つと理解するところでございます。

一方で、現在お住まいの登録物件所有者の状況と今利用を希望している空家利用希望者、このご意向をマッチングすることができるかどうか課題と捉えている部分もございますので、先進事例、そういったものも参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

商工農林課長（竹内君） 商業店舗利活用補助金、それから新規就農者の空家等への住宅補助についてお答えいたします。

商業店舗利活用補助金につきましての実績でございますけれども、平成28年度に補助金の交付要綱が施行され、同年には5件の申請があり、196万6千円の補助を行いました。

平成29年度は4件の申請で199万5千円、30年度は3件の申請で149万4千円、令和元年度は4件の申請で150万2千円、令和2年度は3件の申請で150万円の補助を行っております。

本年度につきましては、現在までに3件の申請をいただき、さらに1件の申請希望をいただいている状況であり、6月の補正予算に計上させていただいているところでもございます。

次に、新たに商業店舗を出店し、人口増加につながった事例があるかということでございますが、28年度以降、これまでに人口増加につながった事例は残念ながらございませんでした。

次に、町商工会の推薦を条件としている理由でございますけれども、新たに事業を行う上での事業計画や資金計画、事業の継続性や確実性などについて、町商工会の経営指導員に確認していただき、申請者の目的達成の実効性を高めるために推薦を条件としているところでございます。

次に、新規就農者の空家等への住宅補助についてでございますが、町では新規就農者支援事業として、新規就農者が営農上必要となる資材や農機具等の購入費用のほか、賃貸住宅等の賃貸料に対して助成を行っております。

住居助成に関しては、就農から5年以内の認定新規就農者、または認定農業者に対し、一般の賃貸住宅については賃貸料の2分の1、月額2万円以内、空き家バンク登録の賃貸物件については賃貸料の2分の1、月額3万円以内を助成する制度となっております。制度は平成28年度から開始し、これまでアパートや戸建て住宅などに居住されている新規就農者3名に対し、交付を

してまいりました。

新規就農者にとって、農地の確保はもちろんですが、荷造りのための作業スペースや農機具・資材を置く場所などが必要となることから、町としましても、空き家等を活用した農業者の基盤づくりに対して、今後も支援してまいりたいと考えております。

13番（塩野入君） 時間の関係で急がせてすみませんでした。

適切な管理が行われていない空家等は、防災、衛生、景観など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすこととなります。第2次坂城町空家等対策計画の基本方針には、地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るとうたわれております。具体的には、空き家等の調査、把握をしっかりと行い、所有者などによる適切な管理を促進し、その利活用を進めるということでもあります。

町には、空き家バンク登録物件や空家の商業施設利用へのリフォーム補助、新規就農者の空家等への住宅補助といった制度が整っています。人口減少や高齢化により、これから先に向かって空家等が増加する傾向は目に見えています。

地域の安全確保や生活環境の保全、併せて空家等の利活用を確実に進め、空家対策が充実していくことを望みながら、これにて私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） 以上で、通告のありました11名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから明日17日までの2日間は、委員会審査等のため、休会にいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。よって、ただいまから明日17日までの2日間は、委員会審査等のため、休会とすることに決定いたしました。

次回は、6月18日午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午前10時55分）

